

永久劣後のローンと中小企業

営々と世代をつなぎ継続してきた企業が、利便性や利益重視の経済環境にかたず、または、後継者不在で廃業の岐路にある。

コロナによる閉塞的経済状況がさらに追い打ちをかけ、今が潮時と事業をやめる経営者があつと絶たない。倒産に追い込まれている企業も少なくない。

コロナとの共存が永く予想される為、経済の回復基調には黄色の信号が当分続く。日本経済を牽引してきた観光産業はまださきが見えない。

100兆規模の補正予算がぐまれ、更に増額されて、日本経済の裾野を支える中小企業に

無担保、無利子の緊急融資が実行され、周りをみると中小企業経営者は資金的には「ほつと一息といった」というところにある。顧問税理士として、いまは借りれるだけ借りよう！と言つてはみるものの、原資である「利益」は経営者が稼ぎ出さねばならぬ。中期の5年で返済できると言える中小企業経営者はごく限られると思う。

中小企業にも、「永久劣後ローンを！」との声、有力な経営学者、呼応する経済人たちがあがっている。

いま、政府は大企業や中堅企業には疑似資本である劣後ローン融資制度或いは優先株買取り等の資本注入制度を緊急緩和制度として導入するが、中小企業には現状の緊急融資制度のままである。

次代に継承したい、継承すべき地域の宝物であり、地域を支えてきた中小企業にこそこの「中小企業版の永久劣後ローン制度」の導入を求めたい。
地域の経済基盤を維持する為に！



2020.5.25
税理士 四ヶ所十郎



日本で働いてみて

私が日本の会社で働き始めたとき、学校やアルバイト先などとまったく違つて新しい環境に驚いたので、仕事はどこから始めたのがいいか本当に分かりませんでした。しかし、事務所の皆様も所長も非常にフレンドリーで優しく仕事を教えて頂いています。特に、仕事の時に私分からない事をたくさん聞いても先生にいつも笑顔で答えてもらいました。もし会社に関して分からない質問であれば先生がすぐに会社に電話をして直接に尋ねました。その後、明確に説明していただきました。日本の職業環境がとても厳しくてストレス溜まりやすいところをよく聞かれましたが、本当に事務所の皆様と所長先生のおかげさまでそういうことを感じなくて仕事が少しずつ慣れていきます。

その横に、仕事の時に困難があることも避けられないはず。日本語の壁や事務所の作業文化などです。その中にある困難の一つは、電話対応です。電話対応では、正しく敬語を使っているかどうか、相手が言いたいことを理解して適切な対応ができるか、元気な声で対応できるかなど社会人の基本なことです。それは日本人の方でも単純ではない作業なので外国人にとっては本当に難しいです。私は電話の鳴る音を聞いた最初の時間はとても緊張しましたから初めての電話は会社名もかかってきた方の名前も聞かなくて、担当者の誰に替わったらいいかわからなかったです。結局事務所の方に対応してもらいました。その時から、会社名が聞かえるように事務所の各担当者の会社のリストを作つていつも目に見えるところで置いておきます。電話対応が早く上手になってお客様と事務所の繋がる役割になれて頑張っていきます。

皆様、これからもよろしくお願ひします。

フウン

- 利益とキャッシュフローの違い④ -

前回の利益とキャッシュフローの違い③において金融機関が定量評価（決算書による財務分析）と定性評価（決算書の数字等を基にした客観的な評価ではなく会社の適応力や経営力の分析）の数値の合計額によって正常先や要注意先等に格付けされるという内容でした。今回は、格付けがどのような区分でなされているかを説明します。

格付けは10段階に分かれており、大まかに分類すると正常先、要注意先、不良債権先の三種類になります。

信用格付け	債務者区分	詳細
1	正常先	財務状況が非常に優れており、債務履行の可能性が最も高い。
2		財務状況は良好で、債務履行の可能性は非常に高い。
3		財務状況は良好で、債務履行の可能性が高い。一定のリスクに注意したい。
4	要注意先	財務状況は良好だが、事業環境の推移や、一定のリスクに注意すべき。
5		財務状況は平均的だが、不履行にならないよう注意すべき。
6		財務の先行きが不安定なため、事業環境の変化に注意が必要。
7	破綻懸念先	財務状況に問題があり、管理を徹底する必要がある。
8		財務状況に重大な問題が見られ、破綻の可能性が高い。
9	実質破綻先	厳しい経営難で、破綻の危機に瀕している。
10	破綻先	深刻な経営難で、実質破綻している。

格付けの時期（見直し）は、①決算時期②3カ月毎の四半期③随時見直しになります。例年、金融機関から融資を受けていると、決算が終わった時期に金融機関は決算書を買いに訪問されていると思います。それは格付けの見直しを行っていることになります。

③の随時見直しは返済の遅延が発生、取引先の倒産といった財務状況の悪化によるものになります。

～前問～

経営事項審査（建設業）について

国土交通大臣許可業者の経営事項審査は、今まで都道府県を経由して行われていたが、令和2年4月1日より都道府県經由事務が廃止され、経営事項審査申請の手続きについては、九州地方整備局へ直接郵送による提出となります。

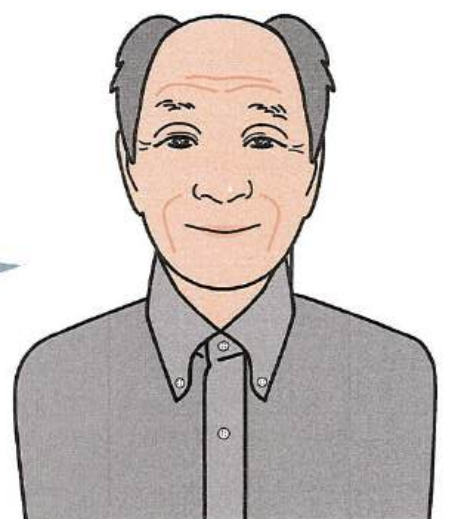
それに伴い、令和2年度申請（令和3年度名簿掲載分）より、福岡県内に本店を置く大臣許可業者の入札参加資格審査申請の手続きも変更になりますので、ご注意ください。

①令和2年4月1日以降は事前予約は不要となります。
②受付会場は、福岡会場のみです。

③受付日は決算期ごとに決まっていますので、毎月20日ごろに福岡県庁のホームページに当月日程表が公表されていきますのでご確認ください。（不明な方は、北原までお尋ねください。）

福岡県知事許可の方は、昨年と変わっていませんが、「新型コロナウイルス対策」により「3蜜」を避けるため、受付した後、会場内には10名程度、そのほかの人は会場外で待機、審査中は審査員と対面しないため、席に戻って待つ、など従来より時間がかかるようです。
緊急事態宣言は解除されましたが、当分は安心できません。マスクを忘れずに、他の人との距離に注意してお待ちください。（北原）

障害者就労支援事業所ほう・れん・そうとコラボし、畑作を始めた。
新ジャガを収穫した。
今が旬です。
とても美味しい！



内部留保と節税



財務体質の強固な会社にするには、内部留保を厚くする必要があります。内部留保とは、利益を上げ、税金を支払った残額のことです。短期的な考えで税金の支払いを避けることは、結果として、キャッシュフローを悪くしたり、財務体質の弱い会社となってしまいます。

1. 会社の本当の利益とは？

会社を経営していれば、おそらくほとんどの経営者は、利益を上げたいと思っているはずですが。これは当然のこと、利益がなければ会社を継続していくことはできません。では、利益が出た、というのはどういうことを言うのでしょうか？

粗利益？ 営業利益？ 経常利益？ それとも当期純利益？ どの利益が出た時に本当に利益が出たのでしょうか？

多くの方は、お分かりでしょうが、当然、当期純利益です。当期純利益は最終的な利益ですので、これが出て初めて利益が出たと言えるわけです。

では、当期純利益は、どのように計算するかという・・・

・・・省略・・・

税引前当期純利益	1,000
法人税等	▲400
当期純利益	600

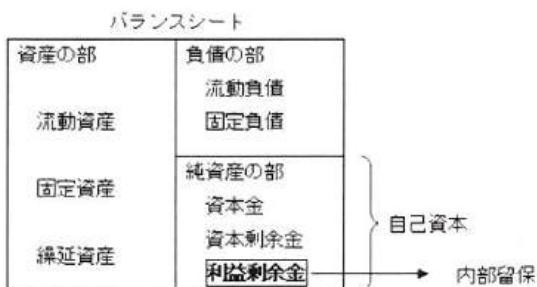
税引前の利益から、法人税等を引いて初めて本当の利益が出るのです。利益を上げたい。でも税金は払いたくない。これはまったくの矛盾であることは、お分かりいただけると思います。税金を払わないと本当の利益は出ないのです。

利益を上げたいのか、それとも、税金を払いたくない＝利益を上げたくないのか。あなたは、どちらでしょうか？

2. 内部留保とは？

内部留保という言葉は、よく聞くとおぼろげに思いますが。その正確な意味は、ご存知ですか？「内部留保って、会社の中に貯めているお金？」と思われる方もいらっしゃると思いますが、ぜひここで理解して欲しいと思います。

内部留保とは、税引き後利益の内、会社内部に残した利益の蓄積のことを言います。税引き後利益から、さらに出て行くものとしては、主に株主への配当があります。税引き後利益から、株主への配当を引いた残りの利益が、バランスシートの純資産の部（自己資本）に、利益剰余金として、蓄積されていくものを内部留保と呼んでいるのです。（下図参照）



この内部留保を、蓄積していくことが、会社を強くしていくのです。なぜ、内部留保を蓄積すると、会社が強くなるのでしょうか？

上のバランスシートを見れば分かるように、内部留保を増やすと当然、自己資本が増えていきます。自己資本が増えれば、左右バランスしていますから、左側の資産も増えます。あるいは、負債を減らすことができます。自己資本というのは、返さなくていいお金です。負債は返さなければいけません。

この返さなくていい自己資本を、増やせば増やすほど、会社の資金繰りは楽になり、ちょっとやそっとではつぶれない、強い会社になるのです。それが、内部留保を蓄積すると、会社が強くなるということなのです。

3. 内部留保は、何からできているのか？

内部留保を増やすと、会社が強くなる、というのは理解いただいたと思います。ところで、この内部留保は、何からできているのでしょうか？

すでに上で説明していますが、...、そうです、当期利益からできているのです。当然ですが、税引き後の当期利益からできています。

4. 強い会社になるための3段階論法

もうお分かりだとは思いますが、まとめてみると次のようになります。

- ▶ 会社を強くするためには、内部留保を蓄積していく必要がある。
- ▶ 内部留保は、税引き後当期利益からできている。
- ▶ 税引き後当期利益を上げるためには、利益を上げ、税金を払わなければならない。

この3段階論法により、会社を強くするためには、税金を払わなければならない、ということをご理解いただけたらと思います。しかも、税金を払っていき、お金まで残っていくのです。不思議な感じがするかも知れませんが、これは至極当然のことです。なぜならば、税金は儲かった利益の35%しか取られないからです。すなわち、65%は残るのです。理論的には。。

この点は次号でもう少し掘り下げてみたいと思います。

次号 → 5. なぜ税金を払いたくないのか？

四ヶ所 直樹

使途指定の非課税見舞金が

国税庁は5月15日、法令解釈通達「新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金の所得税の取扱い」を公表した。

これは、新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金について、所得税法施行令第30条（非課税とされる保険金、損害賠償金等）の規定により非課税所得とされる見舞金に該当するものの範囲を明らかにしたものである。

それによると、新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金のうち、3要件のいずれも満たすものは非課税所得に該当することとしている。

- ① その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること
- ② その見舞金の支給額が社会通念上相当であること
- ③ その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと

①の「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるもの」については、使用人等やその親族が新型コロナウイルスに感染したため支払いを受けるもののほか、緊急事態宣言下において事業継続を求められる使用者の使用人等で、多数の者との接触を余儀なくされる業務など新型コロナウイルスに感染する可能性が高い業務に従事している者、緊急事態宣言前と比較して相当程度心身に負担がかかっていると認められる者が支払を受けるものなども含まれる。

※ただし法令解釈通達には、非課税要件に該当しても、緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過して支給の決定がされたものについては、非課税所得とされる見舞金に該当しない場合があるとしており、注意が必要である。

②の「社会通念上相当」であるかどうかについては、A. その見舞金の支給額が、従業員等ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実に応じた金額となっており、そのことが使用者の慶弔規程等において明らかにされているかどうか、B. その見舞金の支給額が、A. の慶弔規程等や過去の取扱いに照らして相当と認められるものであるかどうか、を勘案して判断するとしている。

③の「役務の対価たる性質を有していないこと」

例えば次のような見舞金は、該当しないことに留意します。

(ア) 本来受けるべき給与等の額を減額した上で、それに相当する額を支給するもの

(イ) 感染の可能性の程度等にかかわらず使用人等に一律に支給するもの

(ウ) 感染の可能性の程度等が同じと認められる使用人等のうち特定の者にのみ支給するもの

辻 直英